

第 3 特 別 会 計

「財政法」(昭 22 法 34) 第 13 条第 2 項において
は、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場
合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必
要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとさ
れている。

3 年度においては、特別会計の数は次の 13 と
なっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務
省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、
経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)
- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検
査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務
省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生
労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なる
ものであるが、3 年度予算における各特別会計の
歳出額を単純に合計した歳出総額は、約 493.7 兆
円である。このうち、会計間の取引額などの重複
額等を控除した特別会計の純計額は、約 245.3 兆
円である。

この約 245.3 兆円には、国債償還費等約 99.7 兆
円(2 年度当初予算比 14.6 兆円増)、地方交付税
交付金等(地方譲与税等を含む)約 19.8 兆円(同
0.0 兆円増)、財政融資資金への繰入 45.0 兆円(同

33.0 兆円増)、社会保障給付費約 73.3 兆円(同 1.4
兆円増)が含まれており、純計額よりこれらを除
いた額は約 7.4 兆円となっている。さらに、東日
本大震災からの復興に関する事業に係る経費約
0.8 兆円(同 0.9 兆円減)を除いた額は、約 6.6 兆
円となり、2 年度当初予算額に対して約 0.4 兆円
の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次
のとおりである。

	3年度 (百万円)	2年度 当初(百万円)
特別会計歳出総額	493,699,157	391,759,059
特別会計の会計間取引額	74,611,411	60,400,339
特別会計内の勘定間取引額	26,594,587	26,453,889
一般会計への繰入額	42,964	169,778
国債整理基金特別会計における借換償還額	147,192,946	107,981,803
純計額	245,257,249	196,753,250
i 国債償還費等	99,664,623	85,024,216
ii 地方交付税交付金等	19,827,615	19,794,207
iii 財政融資資金への繰入	45,000,000	12,000,000
iv 社会保障給付費	73,347,353	71,988,179
上記 i ~ iv を除いた純計額	7,417,657	7,946,647
v 復興関連経費	771,550	1,702,330
上記 i ~ v を除いた純計額	6,646,108	6,244,317

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、3年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額9,156,784百万円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額588,000百万円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額3,955,380百万円の合算額13,700,164百万円から、①20年度、21年度、28年度及び元年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき3

年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額300,442百万円を控除し、②同法等において3年度分の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額2,191,499百万円を加算した額15,591,221百万円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融资特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として200,000百万円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として132,539百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、1,323,200百万円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、

歳出において、一時借入金及び借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金 17,571,102 百万円(うち、震災復興特別交付税 132,627 百万円)を計上することとしている。

- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、歳入において一般会計からの受入 216,384 百万円を計上することとし、これを財源として歳出において①個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する個人住民税減収補填特例交付金、②自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する自動車税減収補填特例交付金並びに③軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付する軽自動車税減収補填特例交付金の合計額を、地方特例交付金として計上することとしている。
- (3) 「地方税法」(昭 25 法 226)に基づき、歳入において一般会計からの受入 141,300 百万円を計上することとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2 年 4 月 20 日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する固定資産税減収補填特別交付金並びに市町村(特別区を含む。)に交付する都市計画税減収補填特別交付金の合計額を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。
- (4) 「道路交通安全法」(昭 35 法 105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入 53,003 百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。

- (5) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭 30 法 113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (6) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平 31 法 3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平 19 法 64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として 40,000 百万円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として 40,000 百万円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (7) 石油ガス税の収入の 2 分の 1 に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭 40 法 157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭 27 法 180)第 7 条第 3 項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (8) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平 31 法 4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (9) 自動車重量税の収入の 1,000 分の 422 に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭 46 法 90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (10) 現行法による航空機燃料税の収入の 9 分の 2 に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭 47 法 13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含

む。)に譲与することとしている。

(11) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(12) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。2年度における借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	16,001,908	(15,863,623) 15,888,505
財政投融资特別会計より受入	240,000	60,040
東日本大震災復興特別会計より受入	132,539	339,816
地方法人税	1,323,200	1,456,400
地方揮発油税	221,400	235,800
石油ガス税	4,000	6,000
特別法人事業税	1,255,600	821,400
自動車重量税	278,900	286,900
航空機燃料税	19,100	15,400
特別とん税	11,300	12,500
地方法人特別税	—	1,170,400
借入金	30,962,295	30,712,295
雑収入	2	2
前年度剰余金受入	1,531,453	799,000
東日本大震災復興前年度剰余金受入	88	2,533
計	51,981,786	(51,782,110) 51,806,992
(歳出)		
地方交付税交付金	17,571,102	16,930,566
地方特例交付金	216,384	(200,727) 225,609
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	141,300	—
交通安全対策特別交付金	52,627	54,311
地方揮発油譲与税譲与金	229,200	238,900

森林環境譲与税譲与金	40,000	40,000
石油ガス譲与税譲与金	4,500	6,300
特別法人事業譲与税譲与金	1,262,700	2,010,900
自動車重量譲与税譲与金	280,600	284,500
航空機燃料譲与税譲与金	17,800	15,400
特別とん譲与税譲与金	11,400	12,600
地方道路譲与税譲与金	3	3
事務取扱費	278	262
諸支出金	374	427
国債整理基金特別会計へ繰入	31,973,861	31,789,709
予備費	2,600	2,600
計	51,804,728	(51,587,205) 51,612,087

2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づき、保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
再保険料収入	79,577	95,724
雑収入	27,861	28,174
計	107,438	123,899
(歳出)		
再保険費	107,341	123,809
事務取扱費	96	89
予備費	1	1
計	107,438	123,899

3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
他会計より受入	97,775,682	(83,113,734) 83,869,404

一般会計より受入	23,757,663	(23,350,380) 24,015,777
交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	74,018,020	(59,763,355) 59,853,627
東日本大震災復興他会計より受入	27,645	31,725
東日本大震災復興特別会計より受入	27,645	31,725
租 税	113,200	123,000
公 債 金	144,321,975	106,288,626
復興借換公債金	2,870,971	1,693,177
東日本大震災復興株式売払収入	1,449,215	1,477,382
東日本大震災復興配当金収入	50,450	50,450
運 用 収 入	51,307	91,341
東日本大震災復興運用収入	2,410	2,389
雑 収 入	126,372	152,322
東日本大震災復興雑収入	27	12
計	246,789,254	(193,024,158) 193,779,828
(歳 出)		
国債整理支出	242,388,537	(189,769,023) 190,524,693
公債等償還	232,137,685	(179,645,537) 180,083,735
公債利子等支払	10,176,298	(10,001,038) 10,318,180
公債等償還及び発行諸費等	74,554	(122,449) 122,778
復興債整理支出	4,400,717	3,255,135
計	246,789,254	(193,024,158) 193,779,828

(注) 3年度の公債金144,321,975百万円は、3年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び3年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	3年度予定 (億円)	2年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	842,642	685,841
うち復興債償還財源	14,740	346

償 還 額	842,625	686,020
うち復興債	14,740	346
差引基金増△減額	17	△ 180
年度末基金残高	30,038	30,020

4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

3年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)第8条第2項の規定により2年度において生ずる決算上の剰余のうち1,921,330百万円を3年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、ポストコロナ成長ファシリティ(仮称)において資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合があった場合は、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳 入)		
外国為替等売買差益	159,884	155,328
運 用 収 入	2,305,091	2,999,028
雑 収 入	1	1
計	2,464,975	3,154,357
(歳 出)		
事 務 取 扱 費	4,067	2,482
諸 支 出 金	268,268	187,399
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	506,936	494,602

予備費	300,000	300,000
計	1,079,272	984,484

5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を45,000,000百万円、一時借入金等の限度額を15,000,000百万円としている。

また、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、81百万円を投資勘定から受け入れることとしている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計672,804百万円を見積もることとしている。

歳出については、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換等を図ることとし、362,600百万円(2年度当初予算額

451,000百万円)の産業投資支出を行うこととしている。

なお、3年度においては、地方公共団体金融機構の納付金(240,081百万円)は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、240,000百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、81百万円を同勘定へ繰り入れることとしている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、17,301百万円の特定国有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	1,275,788	(942,505) 1,084,472
公債金	45,000,000	(12,000,000) 54,200,000
財政融資資金より受入	25,844,817	11,361,110
他勘定より受入	81	127
雑収入	57,293	(39,178) 53,781
計	72,177,979	(24,342,920) 66,699,491
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	45,000,000	(12,000,000) 54,200,000
事務取扱費	6,677	7,202
諸支出金	309,590	274,801
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	73	68
国債整理基金特別会計へ繰入	26,616,741	(12,057,270) 12,152,544
予備費	60	60
計	71,933,140	(24,339,401) 66,634,675

(参考)

「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 第 65 条の規定による金利スワップ取引については、3 年度は、想定元本で 12,000 億円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	3 年度(億円)	2 年度(億円) (当初計画)
特別会計	1,300	107
政府関係機関	260,701	45,579
独立行政法人等	84,179	36,832
地方公共団体	36,847	29,346
計	383,027	111,864
(2) 投資勘定		
(歳入)		
運用収入	470,462	265,304
償還金収入	5,000	—
利子収入	79	60
納付金	260,329	73,747
配当金収入	194,253	189,896
出資回収金収入	10,800	1,600
雑収入	4	4
前年度剰余金受入	202,338	462,105
他会計より受入	—	(—) 200,000
計	672,804	(727,413) 927,413
(歳出)		
産業投資支出	362,600	(451,000) 651,000
貸付金	—	200
出資金	362,600	(450,800) 650,800
事務取扱費	123	114
地方公共団体金融機構納付金収入 財政融資資金勘定へ繰入	81	127
一般会計へ繰入	—	146,132
地方公共団体金融機構納付金収入 交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	240,000	60,040
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
産業投資予備費	70,000	70,000
計	672,804	(727,413) 927,413

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	3 年度(百万円)	2 年度(百万円)
貸付金		
株式会社日本政策金融公庫	—	200
出資金		
株式会社日本政策金融公庫	3,700	21,200
沖縄振興開発金融公庫	2,200	1,800
株式会社国際協力銀行	60,000	80,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,400	3,400
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	34,200	34,400
株式会社日本政策投資銀行	175,000	(100,000) 300,000
株式会社産業革新投資機構	—	100,000
株式会社海外需要開拓支援機構	12,000	23,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	53,100	60,400
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	19,000	26,600
計	362,600	(450,800) 650,800
合計	362,600	(451,000) 651,000

(注) 1 「産業競争力強化法」(平 25 法 98) の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

2 財政投融资特別会計投資勘定においては産業投資予備費を計上しており、産業投資支出に使用する場合には、財政制度等審議会財政投融资分科会の審議を経て上記投資計画に変更が生ずる。

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳 入)		
国有財産売却収入	9,947	9,678
雑 収 入	112	132
前年度剰余金受入	37,467	54,194
計	47,526	64,003
(歳 出)		
特定国有財産整備費	17,301	14,579
事務取扱費	712	897
予 備 費	10	10
計	18,023	15,487

6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

(イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガス・石炭の安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガス・石炭の探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス・石炭開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策、石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

(ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの製造・利用等のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

(2) 電源開発促進勘定

電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等及び原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23法94)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	539,930	(548,437) 556,437
石油証券及借入金収入	1,468,600	1,443,700
備蓄石油売払代	18,302	18,295
雑収入	27,658	27,254
前年度剰余金受入	165,082	159,750
計	2,219,572	(2,197,436) 2,205,436
(歳出)		
燃料安定供給対策費	236,857	193,539
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	51,300	56,500
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	—	2,700
エネルギー需給構造高度化対策費	326,927	(330,628) 338,628
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	145,828	144,967

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	14,804	15,788
事務取扱費	4,601	4,980
諸支出金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	1,436,943	1,447,325
予備費	2,310	1,010
計	2,219,572	(2,197,436) 2,205,436

(2) 電源開発促進勘定

(歳入)

電源立地対策財源一般会計より受入	154,601	157,818
電源利用対策財源一般会計より受入	108,599	108,486
原子力安全規制対策財源一般会計より受入	44,129	(44,084) 44,295
周辺地域整備資金より受入	—	125
雑収入	1,050	1,245
前年度剰余金受入	21,431	18,285
計	329,810	(330,043) 330,254

(歳出)

電源立地対策費	165,974	166,852
電源利用対策費	16,789	15,697
原子力安全規制対策費	26,858	27,184
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,544	93,642
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	100	79
事務取扱費	26,035	(26,079) 26,290
諸支出金	0	0
予備費	510	510
計	329,810	(330,043) 330,254

(3) 原子力損害賠償支援勘定

(歳入)

原子力損害賠償支援資金より受入	4,833	4,925
-----------------	-------	-------

原子力損害賠償 支援証券及借入 金収入	11,499,700	11,756,800
原子力損害賠償 ・廃炉等支援 機構納付金収入	0	0
雑 収 入	1	2
前年度剰余金受 入	164	276
計	11,504,698	11,762,002
(歳 出)		
事務取扱費	1	1
国債整理基金特 別会計へ繰入	11,504,697	11,762,001
計	11,504,698	11,762,002

(注) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定における2年度の計数は、3年度予算額との比較対照のため、一般会計における臨時・特別の措置に基づく計数を除いている。

7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から8百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、2年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1,577,226百万円(うち一般会計からの繰入26,984百万円)を、育児休業給付の支給に要する費用として699,158百万円(うち一般会計からの繰入8,739百万円)を計上している。また、失業等給付及び育児休業給付の事務に要する経費に充てるため、一般会計から825百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き21,820百万円(うち一般会計からの繰入1,091百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、雇用調整助成金の特例措置等に要する費用として613,033百万円(うち一般会計からの繰入36,291百万円)を計上するとともに、出向や早期再就職による新たな分野への円滑な労働移動の支援等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(1) 労 災 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	850,790	907,866
一般会計より受入	8	9
未経過保険料受入	22,499	22,552
支払備金受入	168,832	173,213
運用収入	105,664	112,097
雑 収 入	20,957	18,927
計	1,168,749	1,234,664
(歳 出)		
労働安全衛生対策費	29,083	(30,243) 30,855
保 険 給 付 費	773,433	773,583
職務上年金給付費 年金特別会計へ繰入	6,466	7,134
職務上年金給付費 等交付金	5,316	5,381
社会復帰促進等 事業費	139,992	(125,352) 128,395
独立行政法人労働者 健康安全機構運営費	12,023	(11,218) 11,232
独立行政法人労働者 健康安全機構施設整備費	1,318	2,794

仕事生活調和推進費	11,960	(14,054) 18,521
中小企業退職金共済等事業費	1,642	2,094
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	106	107
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	93	27
個別労働紛争対策費	2,172	(2,269) 2,307
業務取扱費	63,625	(63,824) 63,981
施設整備費	1,315	1,430
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	37,675	(44,137) 44,219
予備費	6,400	5,700
計	1,092,618	(1,089,348) 1,097,761
(2) 雇用勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	1,765,010	1,765,172
一般会計より受入	73,930	(28,080) 351,659
積立金より受入	1,960,114	(1,018,023) 1,775,069
運用収入	24	47
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	1	129
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	29	—
雑収入	21,306	20,917
雇用安定資金より受入	—	(85,437) 1,351,091
計	3,820,413	(2,917,805) 5,264,084
(歳出)		
労使関係安定形成促進費	391	411
男女均等雇用対策費	18,297	(17,136) 17,146
中小企業退職金共済等事業費	5,924	6,673
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	30	30
個別労働紛争対策費	2,172	(2,269) 2,307

職業紹介事業等実施費	86,530	(82,450) 90,461
地域雇用機会創出等対策費	779,827	(137,214) 2,070,932
高齢者等雇用安定・促進費	203,725	(250,661) 389,724
失業等給付費	1,577,226	(1,248,071) 1,484,254
育児休業給付費	699,158	690,213
就職支援法事業費	22,771	(13,236) 22,909
職業能力開発強化費	67,037	(99,254) 99,913
若年者等職業能力開発支援費	3,595	3,673
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	67,098	(70,348) 71,711
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	4,442	5,728
障害者職業能力開発支援費	1,757	1,906
技能継承・振興推進費	3,995	4,914
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,871	2,094
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	93	170
業務取扱費	120,520	(118,561) 135,929
施設整備費	3,865	3,529
育児休業給付資金へ繰入	66,215	75,040
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	28,875	(29,225) 29,417
予備費	55,000	55,000
計	3,820,413	(2,917,805) 5,264,084
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	2,614,029	2,625,678
印紙収入	188	152
一般会計より受入	223	244
一般拠出金収入	3,895	3,980
他勘定より受入	66,549	(73,361) 73,636
雑収入	1,584	1,719

前年度剰余金受入	9,865	48,777
計	2,696,333	(2,753,912) 2,754,186
(歳出)		
業務取扱費	38,310	(38,472) 38,747
保険給付費等財源 労災勘定へ繰入	850,790	907,866
失業等給付費等財源 雇用勘定へ繰入	1,765,010	1,765,172
諸支出金	42,123	42,301
予備費	100	100
計	2,696,333	(2,753,912) 2,754,186

8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。
- (2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1,895,695百万円を一般会計から受け入れることとしている。
- (3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入で

は、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10,199,790百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

- (4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,810百万円を受け入れることとしている。

- (5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2,489,603百万円を受け入れることとしている。

- (6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳入)		
抛出金等収入	25,407,363	24,966,283
運用収入	402	977
積立金より受入	1,669,686	1,479,494
雑収入	9,993	9,788
計	27,087,443	26,456,542
(歳出)		
基礎年金給付費	26,436,936	25,647,851
基礎年金相当給 付費他勘定へ繰 入及交付金	543,845	705,041
諸支出金	663	649
予備費	106,000	103,000
計	27,087,443	26,456,542
(2) 国民年金勘定		
(歳入)		
保険収入	3,240,505	3,232,344
保険料収入	1,148,808	1,161,743
一般会計より 受入	1,895,695	1,833,551
基礎年金勘定 より受入	196,001	237,048
運用収入	1	1
積立金より受入	511,906	370,693
独立行政法人納 付金	75,655	140,267
年金積立金管 理運用独立行政 法人納付金	72,716	136,850
独立行政法人 福祉医療機構 納付金	2,938	3,417
雑収入	842	689
前年度剰余金受 入	15	47
計	3,828,923	3,744,040
(歳出)		
特別障害給付金 給付費	2,675	2,824
福祉年金給付費	15	16
国民年金給付費	360,627	414,881
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	3,331,806	3,192,831
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	69,358	69,307
諸支出金	62,942	62,482

	予備費	1,500	1,700
計	3,828,923	3,744,040	
(3) 厚生年金勘定			
(歳入)			
保険収入	47,060,144	48,010,860	
保険料収入	31,741,663	32,711,974	
一般会計より 受入	10,199,790	10,133,607	
労働保険特別 会計より受入	6,466	7,134	
基礎年金勘定 より受入	264,053	363,266	
存続厚生年金 基金等徴収金	1,169	1,860	
解散厚生年金 基金等徴収金	55,877	261,683	
実施機関抛出 金収入	4,735,616	4,466,664	
存続組合等納 付金	55,493	64,654	
運用収入	16	19	
積立金より受入	1,869,963	524,724	
独立行政法人納 付金	555,178	343,833	
年金積立金管 理運用独立行政 法人納付金	502,000	282,000	
独立行政法人 福祉医療機構 納付金	53,178	61,833	
雑収入	12,358	10,507	
計	49,497,642	48,889,924	
(歳出)			
保険給付費	24,574,021	24,530,193	
実施機関保険給 付費等交付金	4,905,574	4,603,106	
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	19,669,611	19,425,748	
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	199,754	187,705	
諸支出金	52,684	46,173	
予備費	96,000	97,000	
計	49,497,642	48,889,924	
(4) 健康勘定			
(歳入)			
保険料収入	10,924,216	10,997,415	
一般会計より受 入	5,810	5,833	
日雇抛出金収入	59	226	

運用収入	0	0
業務勘定より受入	83	97
借入金	1,452,421	1,458,291
雑収入	0	651
前年度剰余金受入	38,676	54,061
計	12,421,265	12,516,575
(歳出)		
保険料等交付金	10,926,165	11,015,354
業務取扱費等業務勘定へ繰入	32,430	33,164
諸支出金	4,439	3,933
国債整理基金特別会計へ繰入	1,458,231	1,464,124
計	12,421,265	12,516,575
(5) 子ども・子育て支援勘定		
(歳入)		
事業主拠出金収入	626,442	639,515
一般会計より受入	2,489,603	(2,509,511) 2,526,882
積立金より受入	82,067	(71,931) 72,195
雑収入	3,774	4,582
前年度剰余金受入	43,101	13,829
計	3,244,986	(3,239,369) 3,257,003
(歳出)		
児童手当等交付金	1,294,923	1,326,160
子ども・子育て支援推進費	1,529,939	(1,474,353) 1,475,447
地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	380,424	(391,389) 407,928
業務取扱費	32,583	40,850
諸支出金	217	217
予備費	6,900	6,400
計	3,244,986	(3,239,369) 3,257,003
(6) 業務勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	108,275	110,072
他勘定より受入	303,307	291,939
特別保健福祉事業資金より受入	22	24

独立行政法人福祉医療機構納付金	67	78
雑収入	6,488	9,960
前年度剰余金受入	13,883	10,320
計	432,043	422,393
(歳出)		
業務取扱費	40,800	41,113
社会保険オンラインシステム費	72,346	64,301
日本年金機構運営費	318,780	316,195
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	83	748
一般会計へ繰入	22	24
予備費	12	12
計	432,043	422,393

9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく小麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業、土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借

入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平18法88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入316,320百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ、売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量207千トン、売却数量207千トン、輸入米等については買入数量774千トン、売却数量774千トン、輸入小麦等については買入数量5,003千トン、売却数量5,003千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、3年4月1日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦400千トン及び大麦300千トンの売却並びにこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。
- (3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (5) 漁業共済保険勘定においては、最近にお

ける共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。

- (6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

- (7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業6地区及び総合農地防災事業2地区の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ1,000百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	74,180	81,547
一般会計より受入	97,191	95,825
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	20,352	21,911
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	72,587	81,729
計	264,310	281,012
(歳出)		
農業経営安定事業費	264,144	280,847
事務取扱費業務勘定へ繰入	66	65
予備費	100	100
計	264,310	281,012
(2) 食糧管理勘定		
(歳入)		
食糧売払代	397,138	430,581
輸入食糧納付金	424	424
一般会計より受入	89,100	89,000
食糧証券収入	316,320	319,180
雑収入	12,157	12,540
計	815,138	851,725
(歳出)		
食糧買入費	487,942	498,958
食糧管理費	38,045	(37,451) 42,452

交付金等他勘定 へ繰入	86,853	94,995
融通証券等事務 取扱費一般会計 へ繰入	0	0
国債整理基金特 別会計へ繰入	117,298	(135,321) 130,319
予 備 費	85,000	85,000
計	815,138	(851,725) 851,725
(3) 農業再保険勘定		
(歳 入)		
農業再保険収入	70,177	62,651
再 保 険 料	1,088	2,014
一般会計より 受入	61,275	55,728
前年度繰越資 金受入	7,814	4,909
積立金より受入	21,398	21,398
雑 収 入	2	2
計	91,577	84,051
(歳 出)		
農業再保険費及 交付金	65,020	59,073
事務取扱費業務 勘定へ繰入	1,045	1,020
予 備 費	21,400	21,400
計	87,466	81,493
(4) 漁船再保険勘定		
(歳 入)		
漁船再保険収入	8,332	8,552
再 保 険 料	0	0
一般会計より 受入	7,324	7,463
前年度繰越資 金受入	1,008	1,088
積立金より受入	100	100
雑 収 入	0	0
計	8,432	8,652
(歳 出)		
漁船再保険費及 交付金	6,763	6,924
事務取扱費業務 勘定へ繰入	569	584
予 備 費	100	100
計	7,432	7,608
(5) 漁業共済保険勘定		
(歳 入)		
漁業共済保険収 入	14,001	12,434

保 険 料	0	0
一般会計より 受入	10,413	10,418
前年度繰越資 金受入	3,587	2,016
雑 収 入	0	0
計	14,001	12,434
(歳 出)		
漁業共済保険費 及交付金	10,259	10,180
事務取扱費業務 勘定へ繰入	116	121
予 備 費	100	100
計	10,475	10,401
(6) 業 務 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	14,470	15,239
雑 収 入	1	1
計	14,470	15,239
(歳 出)		
事 務 取 扱 費	14,270	15,039
予 備 費	200	200
計	14,470	15,239
(7) 国営土地改良事業勘定		
(歳 入)		
一般会計より受 入	6,213	6,895
土地改良事業費 負担金収入	9,720	11,732
借 入 金	1,000	1,200
雑 収 入	122	239
前年度剰余金受 入	48	23
計	17,103	20,090
(歳 出)		
土地改良事業費	6,316	6,671
土地改良事業工 事諸費	1,117	1,530
土地改良事業費 負担金等収入一 般会計へ繰入	1,862	4,345
東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 一般会計へ繰入	11	—
東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 東日本大震災復 興特別会計へ繰 入	192	—

国債整理基金特別会計へ繰入	7,407	7,224
北海道土地改良事業費	—	10
離島土地改良事業費	—	10
予備費	200	300
計	17,103	20,090

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	22,962	22,652
借入金	338,600	341,900
計	361,562	364,552
(歳出)		
国債整理基金特別会計へ繰入	361,562	364,552

(注) 3年度の借入金 338,600 百万円は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 附則第 206 条の 6 の規定に基づき、3 年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

(1) 歳入については、出願人からの特許出願、審査請求等の特許料等収入の見込額を計上しているほか、前年度剰余金受入等を計上している。

(2) 歳出については、工業所有権に関する情報提供及び人材育成支援等を行う独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上しているほか、特許行政運営に必要な人件費及び事務費、特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費、特許事務システムの開発及び運営に必要な経費、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行

うために必要な経費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
特許印紙収入	84,777	94,787
特許料等収入	45,107	30,580
一般会計より受入	18	18
雑収入	724	852
前年度剰余金受入	53,186	88,163
独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	—	1,840
計	183,811	216,240
(歳出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	11,110	12,164
事務取扱費	140,512	149,872
施設整備費	4,380	2,703
予備費	200	200
計	156,203	164,939

12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭 30 法 97) に基づく自動車損害賠償保障事業等及び「道路運送車両法」(昭 26 法 185) に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

なお、当分の間の措置として、自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平 25 法 76) に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を 26 年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

3 年度の主な内容は、次のとおりであるが、自動車事故対策勘定において、「平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平 6 法 43) 等に基づき、同法等の規定する運用収入に相当する額の一部について、一般会計から

4,700 百万円を受け入れることとしている。

(1) 保 障 勘 定

(イ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、1,110 百万円の保障金を計上している。

(ロ) 15 年 3 月 31 日までに引き受けた再保険等に対する保険金等の支払のため、198 百万円の再保険金等を計上している。

(2) 自動車検査登録勘定

(イ) 3 年度検査関係業務件数を 36,350 千件、3 年度登録関係業務件数を 40,199 千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ニ) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの導入を進めることとしている。

(3) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、5,943 百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金、施設整備費補助金等を計上している。

(4) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、空港整備事業に係る施設の整備に要する資金の一部に充てるため、財政融資資金の借入れ 117,800 百万円を予定している。

また、航空機燃料税収入等の空港整備事業に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入 35,802 百万円、直轄事業に係る地方公共団体の負担金収入等を計上している。

(ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	3 年度(百万円)	2 年度(百万円)
(1) 保 障 勘 定		
(歳 入)		
賦 課 金 収 入	1,501	1,897
積立金より受入	327	383
雑 収 入	420	461
前年度剰余金受入	61,349	60,340
計	63,596	63,080
(歳 出)		
保 障 費	1,430	1,398
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	887	810
再保険及保険費	198	241
予 備 費	60	60
計	2,576	2,509
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳 入)		
検査登録印紙収入	30,997	32,516
検査登録手数料収入	3,079	3,097
一般会計より受入	276	280
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	551	—
他勘定より受入	1,261	1,345
雑 収 入	457	546
前年度剰余金受入	22,047	20,556
計	58,669	58,339
(歳 出)		

独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,086	3,233
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,449	4,786
業務取扱費	31,858	28,354
施設整備費	4,291	1,123
予備費	150	150
計	42,834	37,646

(3) 自動車事故対策勘定

(歳入)

積立金より受入	7,719	7,755
一般会計より受入	4,700	4,030
償還金収入	586	846
雑収入	1,418	1,722
計	14,423	14,352

(歳出)

自動車事故対策費	5,943	5,936
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,443	7,350
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	359	140
独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	304	392
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	374	534
計	14,423	14,352

(4) 空港整備勘定

(歳入)

空港使用料収入	133,018	249,874
一般会計より受入	35,802	54,661
地方公共団体工事費負担金収入	11,230	12,846
借入金	117,800	—
償還金収入	11,720	11,754
空港等財産処分収入	899	899
雑収入	64,925	287,325
前年度剰余金受入	17,577	38,495
配当金収入	—	7,534
計	392,971	663,389

(歳出)

空港等維持運営費	175,585	151,019
空港整備事業費	113,036	160,401
北海道空港整備事業費	11,322	19,960
離島空港整備事業費	1,941	2,099
沖縄空港整備事業費	13,066	15,891
航空路整備事業費	28,679	37,439
空港整備事業資金貸付金	2,201	—
成田国際空港整備事業資金貸付金	5,000	—
北海道空港整備事業資金貸付金	864	—
地域公共交通維持・活性化推進費	1,975	630
空港等整備事業工事諸費	1,722	1,777
空港等災害復旧事業費	288	—
収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,617	2,617
国債整理基金特別会計へ繰入	34,344	241,227
成田国際空港株式会社出資	—	30,000
予備費	330	330
計	392,971	663,389

13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
(歳入)		
復興特別所得税	392,000	411,100
一般会計より受入	4,246	20,876
特別会計より受入	192	—
復興公債金	218,300	924,100
公共事業費負担金収入	789	50,639

災害等廃棄物処 理事業費負担 金収入	777	265
雑 収 入	315,483	666,315
附帯工事費負担 金収入	—	653
計	931,787	2,073,948
(歳 出)		

歳出については、復興事業等を行うため、931,787百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平 23 法 125)の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として621,581百万円を一括計上している。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 災害救助等関係経費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
6,230	11,673

① 災害救助費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
1,996	5,076

この経費は、「災害救助法」(昭 22 法 118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払、建築した仮設住宅の基礎の補修工事等に要する費用の一部負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
4,234	6,596

この経費は、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
復興特区支援利 子補給金	804	1,031
災害援護貸付金 等	192	311
被災児童生徒就 学支援等事業交 付金	1,489	3,020
緊急スクールカ ウンセラー等活 用事業費	1,749	2,219
そ の 他	—	15
計	4,234	6,596

(2) 復興関係公共事業等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
59,842	527,631

① 災害復旧等事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
12,897	136,014

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費及び災害関連事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
11,583	127,867

この経費は、公共土木施設、農業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るため、復旧進度に応じた必要な経費であって、その所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事 業費(百万円)	災害関連事 業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	2,769	75	2,844
国土交通省	8,739	—	8,739
計	11,508	75	11,583

(ロ) 水道施設災害復旧事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
1,314	8,099

この経費は、水道施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ハ) 住宅施設災害復旧事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
—	29

前年度限りの経費である。

(ニ) 航路標識災害復旧事業費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
—	19

前年度限りの経費である。

② 一般公共事業関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
39,456	372,441

この経費は、東日本大震災からの復興事業

として治山、住宅、廃棄物処理施設、農業農村等の整備等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	604	6,036

この経費は、治山事業に必要な経費である。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
治水事業	—	1,311
治山事業	604	4,725
計	604	6,036

(ロ) 住宅都市環境整備事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	22,353	—

この経費は、住宅対策に必要な経費である。

(ハ) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	1,014	31,186

この経費は、廃棄物処理施設整備事業及び国営公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	660	29,454
国営公園等事業(国営追悼・祈念施設)	354	1,495
自然公園等事業	—	237
計	1,014	31,186

(ニ) 農林水産基盤整備事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	7,835	39,217

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
農業農村整備事業	2,060	9,958
森林整備事業	4,657	6,637
水産基盤整備事業	83	4,514

農山漁村地域整備事業	1,035	18,108
計	7,835	39,217

(ホ) 社会資本総合整備事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	7,650	119,782

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

(ヘ) 道路整備事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	—	166,165

前年度限りの経費である。

(ト) 港湾空港鉄道等整備事業費

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	—	10,055

前年度限りの経費である。

③ 施設費等

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	7,489	19,176

この経費は、東日本大震災により被害を受けた農林水産関係施設等について、地方公共団体等が行う復旧等に要する費用の一部負担等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
警察施設整備費	216	556
警察施設等災害復旧費	—	593
消防防災施設災害復旧費	63	317
法務省施設費	—	4,157
公立学校施設災害復旧費	764	1,449
私立学校施設災害復旧費	4	373
公立文教施設整備等都道府県事務費交付金等	0	1
公立社会教育施設災害復旧費	—	8,488
国宝重要文化財等災害復旧費	—	159
保健衛生施設等災害復旧費	890	175
社会福祉施設等災害復旧費	252	755

保健衛生施設等 設備災害復旧費	2	2
社会福祉施設等 設備災害復旧費 等	2	31
福島県高付加価値 産地展開支援 事業費	4,425	—
特用林産施設体 制整備復興事業 費	871	903
水産業協同利用 施設復旧整備事 業費	—	1,062
東日本大震災農 業生産対策交付 金	—	98
木材加工流通施 設等復旧対策事 業費	—	59
計	7,489	19,176

(3) 災害関連融資関係経費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
2,809	7,243

① 中小企業等関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
579	4,523

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
株式会社日本政策 金融公庫出資金 (財務省分)	350	2,700
株式会社日本政策 金融公庫出資金 (厚生労働省分)	29	423
株式会社日本政策 金融公庫出資金 (経済産業省分)	200	1,400
計	579	4,523

② 農林漁業者等関係費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
2,230	2,720

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
漁業経営維持安 定資金利子補給 等補助金	793	851
農業経営金融支 援対策費補助金	736	910
漁業経営安定対 策事業費補助金	332	392
漁業信用保険事 業交付金	320	511
林業振興事業費 補助金	37	41
株式会社日本政 策金融公庫補給 金	11	16
計	2,230	2,720

(4) 地方交付税交付金

3年度(百万円)	2年度(百万円)
132,539	339,816

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(5) 原子力災害復興関係経費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
469,003	750,024

① 除去土壌等の適正管理・搬出等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
292,732	568,504

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・搬出の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
放射性物質対処 型森林・林業再 生総合対策事業 費	3,113	3,159
中間貯蔵施設の 整備等経費	187,241	402,490
放射性物質汚染 廃棄物処理事業 費	71,797	100,924

除去土壌等の適正管理・搬出等の実施経費	25,264	56,614
その他	5,317	5,317
計	292,732	568,504

② 福島再生加速化交付金等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
176,270	181,520

この経費は、福島の再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
福島再生加速化交付金	72,070	79,115
福島生活環境整備・帰還再生加速事業費	9,060	9,359
帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等経費	5,207	5,094
原子力損害賠償紛争審査会の開催等経費	3,098	3,352
福島関連基礎・支援研究等(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)	1,978	1,998
地域復興実用化開発等促進事業費	5,701	5,701
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費	4,393	1,580
福島医薬品関連産業支援拠点化事業費	2,998	—
特定復興再生拠点整備事業費	63,705	67,278
環境放射線測定等経費	1,453	1,086
放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,206	1,236
その他	5,401	5,722
計	176,270	181,520

(6) その他の東日本大震災関係経費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
83,698	105,820

① 被災者生活再建支援金補助金

3年度(百万円)	2年度(百万円)
4,552	10,113

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助に必要な経費である。

② 警察・消防活動経費等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
182	485

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
警察活動経費	16	16
緊急消防援助隊活動費負担金等	138	379
消防防災設備災害復旧費補助金	28	90
計	182	485

③ 教育支援等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
2,340	3,230

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の改善、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業費	435	—
被災私立大学等復興特別補助事業費	396	504
海洋生態系研究開発拠点形成事業費	—	539
義務教育費国庫負担金	1,508	1,607
その他	1	580
計	2,340	3,230

④ 医療、介護、福祉等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
10,886	6,788

(イ) 地域医療再生対策費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
5,450	—

この経費は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ロ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

3年度(百万円)	2年度(百万円)
4,970	6,048

この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
医療保険制度	3,790	3,791
介護保険制度	1,165	2,242
障害福祉サービス等	15	15
計	4,970	6,048

(ハ) その他

3年度(百万円)	2年度(百万円)
466	740

この経費の内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	175	184
障害福祉サービス再開支援事業費	147	147
介護サービス提供体制再生事業費	144	149
被災3県心のケア総合支援調査研究等事業費	—	260
計	466	740

⑤ 農林業関係

3年度(百万円)	2年度(百万円)
6,456	7,002

この経費は、福島県の農林水産業の再生に向けた、農林水産物の販路拡大、需要の喚起、高付加価値化等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
福島県農林水産業再生総合事業費	4,700	4,660
福島県高付加価値産地展開支援事業費	754	—
農林水産分野の先端技術展開事業費	674	—
原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業費	123	—
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業費	95	—
原子力被災12市町村農業者支援事業費	—	971
食料生産地域再生のための先端技術展開事業費	—	824
震災復興林業作業システム導入支援事業費	—	137
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業費	—	135
東日本大震災農業生産対策交付金	—	111
その他	109	163
計	6,456	7,002

⑥ 水産業関係

3年度(百万円)	2年度(百万円)
2,059	2,785

この経費は、東日本大震災により売上が大きく減少した水産加工業者等に対する販路の回復・新規開拓等のための復興水産加工業等販路回復促進事業、被災海域における種苗放流支援事業等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
チーム化による水産加工業等再生モデル事業費	—	111
復興水産加工業等販路回復促進事業費	1,115	1,182
被災海域における種苗放流支援事業費	529	700
漁場復旧対策支援事業費	245	420
漁船等復興対策事業費	171	345
養殖施設災害復旧事業費	—	26
計	2,059	2,785

⑦ 中小企業対策

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	8,154	16,560

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県等に対する一部補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
被災地企業資金調達等支援事業費	—	78
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	6,428	14,036
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	988	1,524
中小企業再生支援事業費	738	771
東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業費	—	151
計	8,154	16,560

⑧ 立地補助金

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	21,510	—

この経費は、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

⑨ 住宅関係

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	23	44

この経費は、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費である。

⑩ その他

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
	27,533	58,814

上記の内訳は次のとおりである。

	3年度(百万円)	2年度(百万円)
被災者支援総合交付金	12,519	15,480
復興庁運営経費	4,894	5,558
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業等経費	1,109	601
「新しい東北」推進事業費	298	856
国際教育研究拠点基本構想策定等事業費	200	—
ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業費	95	42
東日本大震災復興交付金	—	11,275
伴走型人材確保・育成支援モデル事業費	—	266
東日本大震災10周年事業費	—	116
企業間専門人材派遣支援モデル事業費	—	43
被災地域人材確保対策調査事業費	—	23
特定非営利活動法人等被災者支援事業費	123	168
被災地域情報化推進事業費	2	28
情報通信基盤災害復旧事業費	—	14
登記事務処理実施経費	221	316
民事法律扶助事業等実施経費	31	573
被災法務局庁舎維持費等	—	66

被災ミュージアム再興事業費	250	248
東北メディカル・メガバンク計画	—	1,597
重点分野雇用創造事業費	—	664
東日本大震災復興受託工事費及換地清算金	—	300
放射線量測定指導・助言事業費	26	26
被災都市ガス導管移設復旧支援事業費	—	27
地域公共交通確保維持改善事業費	356	722
福島県における観光関連復興支援事業費	300	300
東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業費	—	3,094
東日本大震災復興附帯工事費	—	635
被災地域地籍調査経費	—	12

除去土壌等の適正管理・搬出等の実施、災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化経費	6,615	7,023
環境モニタリング調査費	492	492
災害廃棄物処理事業費	—	8,246
計	27,533	58,814

(7) 国債整理基金特別会計への繰入等

3年度(百万円)	2年度(百万円)
27,667	31,740

この経費は、復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(8) 復興加速化・福島再生予備費

3年度(百万円)	2年度(百万円)
150,000	300,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。